

正 本

(原審事件番号)

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早 川 篤 雄 外215名

被 告 株式会社東京電力ホールディングス株式会社

控 訴 状

2018(平成30)年4月4日

仙台高等裁判所民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利



同

広 田 次



同

鈴 木 堯



同

米 倉



同

笹 山 尚



同

市 野 綾



外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

福島原発避難者損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 18億8070万0260円

貼用印紙額 円

上記当事者間の福島地方裁判所いわき支部平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号福島原発避難者損害賠償請求事件につき、2018(平成30)年3月22日に言い渡された判決には、一部不服があるので控訴を申し立てる。

第1 原判決の表示

- 1 原告らの主位的請求をいずれも棄却する。
- 2 被告は、別紙3「認容額等目録」の「認容額」欄に記載のある各原告に対し、各原告に係る同別紙の同欄記載の金員及びこれらに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 前項の原告らのその余の予備的請求並びに原告番号60-3、同61-4及び同82-7に係る原告らの予備的請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、連帯して、別紙「損害金目録1」及び「損害金目録2」の「控訴人名」欄記載の各控訴人に対し、同別紙の各控訴人に係る「損害金金額」欄記載の各金員及びこれに対する2011年(平成23年)3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて被控訴人の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

第3 控訴の理由

追って、控訴理由書において主張する。

附属書類

控訴状（副本）	1通
資格証明書	1通

別紙 認容額等目録

別紙 当事者目録

別紙 代理人目録

別紙 損害金目録1、同2